



# 大津市公報

平成 30 年 3 月 15 日  
号外 (第 10 号)

発行所 大津市役所  
発行人 大津市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目 次

### 規 則

- 9 大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例施行規則..... 1
- 10 大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....19
- 11 大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則.....20

### 告 示

- 57 大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例に基づく抑制区域の指定について.....20

### 企 業 局 管 理 規 程

- 2 大津市企業局職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正.....20

## 規 則

大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例施行規則を公布する。  
平成30年3月15日

大津市長 越 直 美

### 大津市規則第9号

大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例施行規則  
(趣旨)

**第1条** この規則は、大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例(平成29年条例第53号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(抑制区域の指定の告示)

**第2条** 条例第6条第2項の規定による抑制区域の指定の告示は、指定する土地の区域を明示して行うものとする。

(許可の手續)

**第3条** 条例第7条第2項第6号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 太陽光発電設備の設置に係る防災上の措置に関する計画
  - 事業区域及びその周辺地域における良好な自然環境等の保全に関する計画
  - 設置工事の施行に伴う騒音及び振動の防止又は抑制に関する計画
  - 資材、廃材等の管理に関する計画
  - 既存の道水路等の管理に関する計画
  - 太陽光発電設備の設置の場所、その出力、その管理の方法その他太陽光発電設備に関する事項
  - 特定事業の施行に当たって要する他の法令及び条例による許可、認可等に関する事項
  - 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第2条第5項に規定する特定契約(以下「特定契約」という。)を締結する場合にあっては、その締結の時期
- (事前協議の手續)

**第4条** 条例第8条第1項の規定による事前協議(以下「事前協議」という。)を行おうとする者は、事前協議書(様式第1号)に次に掲げる図書を添付して、これを市長に提出しなければならない。ただし、当該事前協議に係る事業計画に応じて、その必要がないと認められるときは、これらの図書又は当該図書に明示すべき事項の一部を省略することができる。

申請予定者に係る次に掲げる図書

- ア 住民票の写し(申請予定者が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書の写し)
  - イ 申請予定者が条例第12条第1項第1号カに規定する未成年者である場合は、その法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合は、代理権を証明する書面及び当該法人の登記事項証明書の写し)
- 次の表に掲げる図書

図書の種類	明示すべき事項
位置図	方位、縮尺及び事業区域

実施方針協議書の写し	
事業計画書	事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）、現場管理者の氏名及び住所、設置工事の着手予定日及び完了予定日、事業区域（事業区域を複数の工区に分けたときは、事業区域及び工区）の所在地及び面積、設置工事の設計、防災上の措置に関する計画、良好な自然環境等の保全に関する計画、設置工事の施行に伴う騒音及び振動の防止又は抑制に関する計画、資材、廃材等の管理に関する計画、既存の道水路等の管理に関する計画、特定事業の施行に当たって要する他の法令及び条例による許可、認可等に関する事項並びに特定契約を締結する場合にあっては、その締結の時期
設計説明書	造成・排水・設置方法等に関する基本方針、事業区域のうち抑制区域に該当する区域、事業区域内の土地の現況及び土地利用計画
公共施設一覧表	公共施設の種類、概要及び管理者
公図の写し	法定外道路及び普通河川等
区域内権利者一覧表	物件の種類、所在地及び地番、権利の種類、権利者の氏名又は名称並びに同意の有無
隣接土地所有者一覧表	所在地及び地番並びに権利者の氏名又は名称
安定計算書	土質試験その他の調査又は試験に基づく安定計算
水理計算書	区域内雨水排水に係る計算
構造計算書	擁壁並びに太陽電池モジュールのフレーム及び太陽電池アレイを支持する架台の概要、構造計画、応力算定及び断面算定
現況写真	
現況平面図	方位、縮尺、図面名、図番、作成日、作成者氏名及び印、事業区域の境界、現況道路名、河川名、排水構造物、等高線、現況高、事業区域内の土地の地番及び地目並びに所有者、隣接する土地の地番及び所有者、官民境界確定日及び番号並びに法定外道路及び普通河川等
土地利用計画図	方位、縮尺、図面名、図番、作成日、作成者氏名及び印、事業区域の境界、現況道路名、河川名並びに土地利用計画表
造成計画平面図	方位、縮尺、図面名、図番、作成日、作成者氏名及び印、事業区域の境界、現況道路名、河川名、 <sup>のり</sup> 法面、構造物、切盛土、 <sup>のり</sup> 法面勾配、法面保護工並びに事業に関わる法令等の名称
造成計画断面図	縮尺、図面名、図番、作成日、作成者氏名及び印、事業区域の境界、切盛土、構造物寸法並びに排水方向
雨水排水計画平面図	方位、縮尺、図面名、図番、作成日、作成者氏名及び印、事業区域の境界、現況道路名、河川名、排水構造物、排水方向並びに流末流量
構造図	縮尺、図面名、図番、作成日、作成者氏名及び印、規格値、強度、擁壁断面図、擁壁展開図、設計条件並びに留意事項
求積図	縮尺、図面名、図番、作成日、作成者氏名及び印、事業区域の境界、座標求積又は三斜求積並びに辺長

前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

- 市長は、前項の事前協議書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、当該特定事業に関し協議すべき事項を取りまとめ、当該事前協議書を提出した者（以下この条において「事前協議者」という。）に通知するものとする。
- 事前協議者は、前項の規定による通知を受けたときは、協議すべき事項の所管課又は関係機関とそれぞれ協議を行い、協議を成立させ、それぞれ所管課長又は関係機関の長から書面で協議を了した旨の確認を受けな

ればならない。

4 事前協議者は、第2項の規定による通知を受けた日から起算して1年を経過する日までに前項の協議を開始しなければならないものとし、同日までに当該協議を開始しない場合は、改めて事前協議書を市長に提出しなければならないものとする。

5 事前協議者は、協議すべき事項の全てについて所管課長又は関係機関の長から協議を了した旨の確認を受けたときは、その協議の結果を取りまとめ、条例第11条の規定による許可の申請の際に同条の申請書にこれを添付しなければならない。

(実施方針に係る協議の手続)

**第5条** 条例第8条第2項の規定による特定事業の実施方針の協議を行おうとする者は、実施方針協議書(様式第2号)に次の表に掲げる図書を添付して、これを市長に提出しなければならない。

図書の種類	明示すべき事項
位置図	方位、縮尺及び事業区域
実施方針	防災上の措置に関する方針、良好な自然環境等の保全に関する方針及び設置工事の施行に関する方針
現況写真	

(事前協議の内容の変更)

**第6条** 事前協議の終了後において、事前協議の内容の変更を行おうとする者は、当該変更をしようとする内容について市長と協議を行わなければならない。ただし、事業区域の面積の変更のうち、その面積の10分の1以内を増減するものを行おうとする場合は、この限りでない。

2 第4条の規定は、前項の事前協議の内容の変更に係る協議について準用する。

(事前周知)

**第7条** 条例第9条第1項の規定による事前周知は、次に掲げる者に対して行うものとする。

事業区域の敷地境界線から水平距離20メートル以内に存する土地及び建築物の所有者、管理者及び居住者等

事業区域及びその周辺の地域の自治会等の範囲に存する建築物の所有者、管理者及び居住者等

設置工事の施行に要する工事車両の運行経路及び事業区域を往来する車両の主要な経路となる道路のうち、事業区域から幅員6.5メートル以上の道路に至るまでの道路に面する建築物の所有者、管理者及び居住者並びにこれらの者が属する自治会等の代表者

事業区域及びその周辺の地域の自治会が加入する自治連合会等の代表者及び当該代表者が説明を要すると認められた者

前各号に掲げる者のほか、特定事業により影響を受ける者であって、市長が必要と認められたもの

2 申請予定者は、第4条第2項の規定による通知を受けたときは、速やかに、事業区域の見やすい場所に、事業計画の概要を記載した標識(様式第3号)を設置しなければならない。

3 条例第9条第1項の規定による報告は、事前周知結果報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添付して、これを市長に提出して行わなければならない。

周知に使用し、又は配布した図書の写し

周知を行った地域の範囲を示した図面

周知のための説明会を開催した場合にあっては、次に掲げる図書

ア 説明会で配布した資料

イ 説明会を開催した状況を確認することができる写真

ウ 説明会に出席した者の名簿の写し

前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

4 条例第9条第2項に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

意見の申出の方法

個人情報の適正な取扱いのため事業者が講ずる措置の内容

5 条例第9条第3項の見解書は、様式第5号によるものとする。

6 条例第9条第4項の規定による報告は、協議状況報告書(様式第6号)に意見書又は見解書の写しを添付して、これを市長に提出して行わなければならない。

7 条例第9条第5項の規定による報告は、協議結果報告書(様式第7号)により行わなければならない。

8 申請予定者は、前項の報告書の提出後に事業計画を変更しようとするときは、変更後の事業計画に関する周

知について必要な措置を講じなければならない。

9 第1項から第7項までの規定は、前項の場合について準用する。

(協定の締結)

**第8条** 条例第10条第1項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

事業区域から排出された水が流入する河川(これに接続するかんがい用水路を含む。)の流水を利用する農業者等であって、特定事業の施行に伴い生活環境の保全上の支障が生じるおそれがある者として市長が認めるものが属する農業組合その他関係団体又はその代表者

事業区域周辺の森林を管理する森林組合等又はその代表者

前2号に掲げる者のほか、特に市長が必要と認める者

(許可申請の手續)

**第9条** 条例第11条の申請書は、太陽光発電設備設置許可申請書(様式第8号)によるものとする。

2 条例第11条の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

第4条第1項第2号の表に掲げる図書

設置者、事業施行者及び現場管理者(以下この号において「設置者等」という。)に係る次に掲げる書類  
ア 住民票の写し(設置者等が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書の写し及び役員一覧表(様式第9号))

イ 欠格要件非該当誓約書(様式第10号)

ウ 設置者等が条例第12条第1項第1号カに規定する未成年者である場合は、その法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合は、代理権を証明する書面並びに当該法人の登記事項証明書の写し及び役員一覧表(様式第9号))

エ 設置者等に条例第12条第1項第1号キに規定する特定使用人がある場合は、使用人一覧表(様式第11号)

資力及び信用に関する申告書

事業施行者の施工能力に関する申告書

特定事業の施行に当たって要する他の法令及び条例による許可、認可等の手續の状況を示した書類

特定契約を締結する場合にあっては、その締結に係る経過を示した書類

前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(特定使用人)

**第10条** 条例第12条第1項第1号キの規則で定める使用人は、次に掲げる者とする。

本店若しくは支店又は主たる事務所若しくは従たる事務所の代表者

前号に掲げる者のほか、特定事業に係る契約を締結する権限を有する者

(許可の基準等)

**第11条** 条例第12条第1項第2号の規則で定める基準は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

太陽光発電設備の設置に係る防災上の措置に関する事項

ア 事業区域において、切土、盛土、埋土等の造成(以下「造成」という。)を行う場合は、当該造成が事業区域への進入路、排水施設等の設置のための必要最小限度のものであること。

イ 事業区域において造成を行う場合は、当該造成が宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第3条第1項の宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事の技術的基準の例による基準に適合したものであること。

ウ 傾斜度が15度以上である土地に太陽光発電設備を設置する場合は、土質試験等に基づく地盤の安定計算を行っていること。この場合において、当該地盤の安全を保つための措置を講じる必要があると認められる場合にあっては、当該措置が講じられていること。

エ 事業区域内の雨水その他の地表水を排除することができるよう必要な排水施設が設置されていること。

オ 排水路、河川その他の排水施設の放流先の施設の能力に応じて必要がある場合は、雨水等を一時的に貯留する調整池その他の施設が設置されていること。

事業区域及びその周辺地域における良好な自然環境等の保全に関する事項

ア 事業区域内に生育する木竹を伐採する場合は、当該伐採が事業区域への進入路、排水施設等の設置のための必要最小限度のものであること。

イ 太陽光発電設備の設置に伴う土砂の流出等による濁水の発生の防止のための必要な措置が講じられていること。

ウ 設置工事の施行に使用する工事車両による排出ガスの排出の抑制並びに騒音及び振動の防止について必要な措置が講じられていること。

エ 大津市景観計画に定める眺望景観保全地域において条例第2条第2号イ又はエに該当する特定事業を行う場合は、当該特定事業が同計画に定める重要眺望点及び主要眺望点から見通したときの景観に与える影響を検討するとともに、良好な景観の保全のための必要な措置が講じられていること。

オ 太陽電池モジュールを構成する太陽電池セルは、黒若しくは濃紺又は低彩度かつ低明度の色彩とし、低反射で模様が目立たないものを使用していること。

カ 太陽電池モジュールのフレーム及び太陽電池アレイを支持する架台は、周囲の景観に調和した色彩とし、低反射のものを使用していること。

キ 太陽光発電設備に係るパワーコンディショナー、分電盤、フェンス等の附属設備は、周囲の景観に調和した色彩としていること。

ク 事業区域が住宅等に近接している場合は、太陽光の反射によるまぶしさを与えないようにするため、植栽、フェンス等の設置その他の必要な措置が講じられていること。

ケ 住宅等に隣接してパワーコンディショナーが設置される場合は、防音壁の設置その他パワーコンディショナーから生じる騒音及び低周波音を軽減するための措置が講じられていること。

太陽光発電設備の設計の安全性の確保に関する事項

ア 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条第1項の規定による事業計画の認定の申請をした場合にあっては、当該認定を受けているか、又は認定を受けることが確実であると見込まれること。

イ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条第1項の規定による事業計画の認定の申請をしていない場合にあっては、同条第3項の認定における再生可能エネルギー発電設備の設計に関する技術的基準の例による基準に適合したものであること。

(変更の許可の申請の手続等)

**第12条** 条例第13条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

事業者又は現場管理者の変更

設置工事の着手予定日又は設置工事の完了予定日の変更

2 条例第13条第2項の規定による届出は、事業計画軽微変更届出書(様式第12号)により行うものとする。

3 条例第13条第3項において準用する条例第11条の申請書は、太陽光発電設備設置変更許可申請書(様式第13号)によるものとする。

(着手の届出)

**第13条** 条例第14条の規定による届出は、工事着手届(様式第14号)により行わなければならない。

(工事完了の検査の申請)

**第14条** 条例第15条第1項の検査を受けようとする者は、工事完了検査申請書(様式第15号)を市長に提出しなければならない。

2 条例第15条第2項の規定による通知は、工事検査済通知書(様式第16号)により行うものとする。

(身分証明書)

**第15条** 条例第19条第2項の証明書は、身分証明書(様式第17号)とする。

(公表)

**第16条** 条例第21条第1項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(その他)

**第17条** この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

様式第 1 号 ( 第 4 条関係 )

事前協議書

年 月 日

( 宛先 )

大津市長

住 所

氏 名

( 法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名 )

電話番号 ( )

大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例第 8 条第 1 項の規定により、関係図書を添えて次のとおり協議します。

想定発電出力	k W
事業区域 ( 事業区域を複数の工区に分けたときは、事業区域及び工区 ) の所在地及び面積	
事業に関わる法令等	
事業施行者	住所 氏名 電話番号 ( )
設計者	住所 氏名 電話番号 ( )

様式第 2 号(第 5 条関係)

実施方針協議書

年 月 日

(宛先)

大津市長

住 所

氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名)

電話番号 ( )

大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例第 8 条第 2 項の規定により、関係図書を添えて次のとおり協議します。

想定発電出力	k W
事業区域(事業区域を複数の工区に分けたときは、事業区域及び工区)の所在地及び面積	
事業区域のうち抑制区域に該当する区域の内容	
事業に関わる法令等	
事業施行者	住所 氏名 電話番号 ( )
設計者	住所 氏名 電話番号 ( )

様式第 3 号 (第 7 条関係)

太陽光発電設備設置事業の計画の概要の表示	
事業区域の所在地	大津市
事業区域の面積	平方メートル
想定発電出力	k W
設置者	住所 氏名 電話番号 ( )
事業施行者	住所 氏名 電話番号 ( )
設計者	住所 氏名 電話番号 ( )
工事予定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
年 月 日 設置	

90  
センチメートル以上

90センチメートル以上

様式第4号(第7条関係)

事前周知結果報告書

年 月 日

(宛先)

大津市長

住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名)

電話番号 ( )

大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例第9条第1項の規定により、次のとおり報告します。

事業区域の所在地及び面積	
周知の方法	
説明会の開催日時及び場所	
説明会の出席者数	周辺住民等 人
説明会の概要	
出席者の意見	
出席者の意見に対する措置	
<p>上記のとおりであることを確認する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: center;">周辺住民等の代表者 住 所 役職名・氏名</p>	

周辺住民等の代表者の住所・役職名・氏名については、自筆であること。

## 様式第5号(第7条関係)

## 見解書

年 月 日

様

住 所

氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名〕

電話番号 ( )

大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例第9条第3項の規定により、次のとおり見解を示します。

事業区域の所在地及び面積	
周知に係る措置を講じた日時	
意見の要旨	
意見に対する見解	

## 様式第6号(第7条関係)

## 協議状況報告書

年 月 日

(宛先)

大津市長

住 所

氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名〕

電話番号 ( )

大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例第9条第4項の規定により、次のとおり報告します。

事業区域の所在地及び面積	
周知に係る措置を講じた日時	
意見の申出があった日	年 月 日
意見を申し出た者の氏名	
見解書を交付した日	年 月 日

備考 意見書又は見解書の写しを添付すること。

様式第7号(第7条関係)

協議結果報告書

年 月 日

(宛先)

大津市長

住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名)

電話番号 ( )

大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例第9条第5項の規定により、次のとおり報告します。

事業区域の所在地及び面積	
協議を行った日時及び場所	年 月 日
協議の結果	
出席者の意見	
出席者の意見に対する措置	
<p>上記のとおりであることを確認する。</p> <p>年 月 日</p> <p>意見の申出者(申出者が複数である場合は、その代表者)</p> <p>住 所</p> <p>氏 名</p>	

備考 意見の申出者の住所・氏名については、自筆であること。

## 様式第 8 号 ( 第 9 条関係 )

## 太陽光発電設備設置許可申請書

年 月 日

( 宛先 )

大津市長

住 所

氏 名

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名 〕

電話番号 ( )

大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例第11条の規定により、次のとおり申請します。

事業区域 ( 事業区域を複数の工区に分けたときは、事業区域及び工区 ) の所在地及び面積	
想定発電出力	k W
事業施行者	住所 氏名 電話番号 ( )
設計者	住所 氏名 電話番号 ( )
工事着手予定年月日	
工事予定期間	工事着手日から 日間
事業に関わる関係法令等	

様式第9号(第9条関係)

役員一覧表

役 職	ふりがな 氏 名	住 所	生 年 月 日

私(私たち)は、大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例第12条第1項第1号アからケまでのいずれにも該当しないことを誓約します。なお、(申請者)\_\_\_\_\_に対する特定事業の許可の可否の決定のため、大津市が必要とする場合は、私(私たち)が同号ア又はイに掲げる者に該当するか否かについて、大津市が警察等関係機関に照会することを承諾します。

役員 住所  
氏名  
役員 住所  
氏名

## 様式第10号 (第 9 条関係)

## 欠格要件非該当誓約書

年 月 日

(宛先)

大津市長

設置者

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名〕

電話番号 ( )

事業施行者

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名〕

電話番号 ( )

現場管理者

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名〕

電話番号 ( )

私(私たち)は、大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例第12条第1項第1号アからケまでのいずれにも該当しないことを誓約します。なお、特定事業の許可の可否の決定のため、大津市が必要とする場合は、私(私たち)が同号ア又はイに掲げる者に該当するか否かについて、大津市が警察等関係機関に照会することを承諾します。

様式第11号(第9条関係)

使用人一覧表

ふりがな 氏名	住 所	生年月日	所属等	役職等

私(私たち)は、大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例第12条第1項第1号アからケまでのいずれにも該当しないことを誓約します。なお、(申請者) \_\_\_\_\_ に対する特定事業の許可の可否の決定のため、大津市が必要とする場合は、私(私たち)が同号ア又はイに掲げる者に該当するか否かについて、大津市が警察等関係機関に照会することを承諾します。

- 使用人 住所  
氏名

## 様式第12号 ( 第12条関係 )

## 事業計画軽微変更届出書

年 月 日

( 宛先 )

大津市長

住 所

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名 〕

電話番号 ( )

大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例第13条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び許可番号	年 月 日 大津市指令 第 号	
変更事項	変更前	
	変更後	
変更理由		
添付図書の許可番号		

様式第13号 (第12条関係)

太陽光発電設備設置変更許可申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名)

電話番号 ( )

大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例第13条第3項において準用する同条例第11条の規定により、次のとおり申請します。

許可年月日及び許可番号	年 月 日 大津市指令 第 号	
変更事項	変更前	
	変更後	
変更理由		
添付図書		

様式第14号 ( 第13条関係 )

工事着手届

年 月 日

( 宛先 )

大津市長

住 所

氏 名

( 法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名 )

電話番号 ( )

大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例第14条の規定により、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び許可番号	年 月 日 大津市指令 第 号
着手年月日	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日
事業施行者	住所 氏名 電話番号 ( )
添付図書	

様式第15号 ( 第14条関係 )

工事完了検査申請書

年 月 日

( 宛先 )

大津市長

住 所

氏 名

( 法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名 )

電話番号 ( )

大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例第15条第 1 項の規定に基づく検査を受けたいので、次のとおり申請します。

許可年月日及び許可番号	年 月 日 大津市指令 第 号
工事完了年月日	年 月 日
事業施行者	住所 氏名 電話番号 ( )
添付図書	

様式第16号(第14条関係)

工事検査済通知書

年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大津市指令 第 号で許可した特定事業に係る設置工事について、年 月 日に検査を実施したところ、当該許可の内容に適合していると認められるので、大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例第15条第2項の規定により通知します。

様式第17号(第15条関係)

	第 号
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="text-align: center;">写真</div> </div> <div style="margin-top: 5px; text-align: center;">割印</div>	身分証明書
	所 属
	氏 名
	生年月日 年 月 日生
<p>上記の者は、大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例第19条第1項の規定による立入調査を行う者であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p>	
	大津市長

備考 裏面に条例の規定中立入検査について定められた条項を抜粋して記載するものとする。

大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年3月15日

大津市長 越 直 美

大津市規則第10号

大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則(平成7年規則第23号)の一部を次のように改正する。

第8条の6第1項第1号及び第8条の12中「第13条第12号、第17号、第18号、第21号及び第25号」を「第13条第1項第12号、第16号、第17号、第20号及び第24号」に改める。

第13条第1項第16号を次のように改める。

職員の妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)が出産する場合であって、その出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後6月を経過する日までの期間において、当該出産に伴い、又は当該出産に係る子若しくは小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育するため、勤務しないことが相当であると認められるとき 1日又は1時間を単位として10日以内

第13条第1項第17号を削り、同項第18号中「第21号、第25号」を「第20号、第24号」に改め、同号を同項第17号とし、同項中第19号から第25号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項中「第18号まで及び第25号」を「第17号まで及び第24号」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第3項中「から第18号まで及び第25号」を「、第17号及び第24号」に改め、同条第4項中「から第18号まで」を「及び第17号」に、「すべて」を「全て」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に改正前の大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則第13条第 1 項第16号又は第17号の休暇を取得している職員が当該休暇に係る妻の出産について改正後の第13条第 1 項第16号の休暇を取得する場合における同号の規定の適用については、同号中「以内」とあるのは、「以内。ただし、当該出産に係る大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成30年規則第10号）による改正前の大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則第13条第 1 項第16号又は第17号の休暇を取得した者にあつては、その取得した休暇の期間を減じるものとする。」とする。

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則を公布する。

平成30年 3 月15日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第11号**

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

**第 1 条** 大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和63年規則第43号）の一部を次のように改正する。

第32条第 2 項中「第 5 条第16項」を「第 5 条第15項」に改める。

**第 2 条** 大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成28年規則第89号）の一部を次のように改正する。

第32条第 2 項の改正規定中「第 5 条第16項」を「第 5 条第15項」に、「第 5 条第18項」を「第 5 条第17項」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**告 示**

**大津市告示第57号**

大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例（平成29年条例第53号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、抑制区域を次のとおり指定し、平成30年 4 月 1 日から適用する。

平成30年 3 月15日

大津市長 越 直 美

「次のとおり」は省略し、当該抑制区域を表示する図面を大津市役所未来まちづくり部開発調整課に備え置いて縦覧に供する。

**企 業 局 管 理 規 程**

**大津市企業局管理規程第 2 号**

大津市企業局職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成 7 年企業局管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

平成30年 3 月15日

大津市公営企業管理者 山 極 正 勝

第 7 条の 2 及び第 7 条の11中「第14条第12号、第17号、第18号、第21号及び第25号」を「第14条第 1 項第12号、第16号、第17号、第20号及び第24号」に改める。

第14条第 1 項第16号を次のように改める。

職員の妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）が出産する場合であつて、その出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後 6 月を経過する日までの期間において、当該出産に伴い、又は当該出産に係る子若しくは小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育するため、勤務しないことが相当であると認められるとき 1 日又は 1 時間を単位として10日以内

第14条第 1 項第17号を削り、同項第18号中「第21号、第25号」を「第20号、第24号」に改め、同号を同項第17号とし、同項中第19号から第25号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 2 項中「第18号まで及び第25号」を「第17号まで及び第24号」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第 3 項中「から第18号まで及び第25号」を「、第

17号及び第24号」に改め、同条第4項中「から第18号まで」を「及び第17号」に、「すべて」を「全て」に改める。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に改正前の大津市企業局職員の勤務時間、休暇等に関する規程第14条第1項第16号又は第17号の休暇を取得している職員が当該休暇に係る妻の出産について改正後の第14条第1項第16号の休暇を取得する場合における同号の規定の適用については、同号中「以内」とあるのは、「以内。ただし、当該出産に係る平成30年企業局管理規程第2号（大津市企業局職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正）による改正前の大津市企業局職員の勤務時間、休暇等に関する規程第14条第1項第16号又は第17号の休暇を取得した者にあつては、その取得した休暇の期間を減じるものとする。」とする。